

## 特別講演

# 温泉行政

環境庁自然保護局施設整備課

浅野 登

## Administrative View on the Hot Spa

Noboru ASANO

Environmental Agency, Recreational Facilities Division

### 1.

環境庁では、温泉法を所管しその目的である「温泉源の保護」と「利用の適正」を確保することに重点をおいて温泉行政を推進しております。

温泉は申すまでもなく、保養・休養のほか、疾病等の治療の手段としての利用、また、観光資源としての利用等幅広く活用されています。

近年、温泉ブームといわれる中において掘さく申請も増加してきており、特に「ふるさと創生事業」の一環として、地域の活性化を図るため温泉を活用し、観光資源の核として展開していかうとする傾向が増えてきております。

環境庁としても、温泉の公共的利用促進のため、温泉利用施設の整備についての助成及び指導に積極的に取り組んでまいり所存であります。

長寿社会の到来を迎え、益々国民の健康志向への高まりが増大していく状況から温泉が果たす役割は一層重要なものとなってきております。

第2次大戦の終了直後、昭和23年にアメリカ軍の占領下に生れた温泉法は、ある意味での終戦のおとし児であるかも知れません。

終戦後は温泉科学もすばらしい発達をとげましたから、現在、温泉現象の解釈に際して温泉法との矛盾に遭遇する場合すらあります。

しかしながら、われわれはできるだけ新しい科学技術の力で解釈し、これに肉盛りして行こうと考えているものであります。

先程も申し上げましたが、温泉法の目的である温泉の保護とは、いまだ採取されない温泉、すなわち温泉源を保護し、温泉の枯渇、ゆう出量の減少、成分の変化、温度の低下等を防止することであり、温泉の利用の適正を図ることは、浴用、飲用等のいわゆる厚生的利用の適正を確保するため公衆衛生上有害な温泉を規制するとともに公共的利用の増進を図ることであり、この目的に添って各種の施策を講じているところであります。

## 2. 温泉の現状

まず温泉の現状でございますが、昭和63年度末で温泉地は2,254か所で10年前と比較いたしますと242か所の増加になっております。この温泉地数は宿泊施設のある場所を計上したものであり北海道の207か所が最も多く、以下長野県、青森県の順になっております。次に温泉所在市町村数は1,635市町村で現在の全国市町村数は3,253市町村でありますので温泉所在地市町村は全市町村の50.3%を占めております。

次に、未利用源泉を含む源泉総数は21,336本で10年前と比較いたしますと2,658本、13%の増加となっております。そのうち利用されている源泉でみますと14,761本であります。

利用されている源泉のうち、自噴泉は5,002本となっており、少しずつ減少傾向にあり、今後が気になるところであります。

源泉総数が最も多いのは大分県の4,110本であり、以下鹿児島県、静岡県の順になっております。

次に、温泉についてみますと、42℃以上の源泉は、10,918本で10年前と比較いたしますと733本6.7%の増加となっております。

42℃以上の源泉数が最も大きいのは大分県の3,199本であり、全国の29.3%を占めます。以下鹿児島県、北海道の順になっております。

次にゆう出量は毎分2,037トンであり、10年前と比較いたしますと増加しておりますが、この増加は動力の増による影響が大きいとかがえられ、過剰揚湯の心配があり、今後益々温泉の保護の必要性が高まってくると思っております。

次に、温泉地における宿泊施設数は昭和63年度末現在で14,977軒であり、全宿泊施設の収容定員は1,146,275人であります。

温泉地の宿泊利用者についてみますと、昭和63年度は1億3千万人であり、62年度の1億2千500万人に対し500万人の増となっております。

これを、環境庁長官が保養、休養に適した温泉地として指定している国民保養温泉地についてみますと、昭和63年度の宿泊利用者は1,294万3千人で、前年度の1,260万1千人に対し34万2千人の増となっております。

この数字は、国民の温泉利用が歓乐的なものから健康志向へと変化してきていることの一つの裏づけではないかと考えております。

宿泊利用者の最も多いのは静岡県の1,679万人であり、北海道の1,060万人、群馬の778万人と続き、長野県、大分県の順になっております。

温泉資源の保護の面から述べますが、温泉は言うまでもなく無限にゆう出するものではありません。貴重な資源は必要な規制を加え永久に保護しなければなりません。温泉を掘さく、増掘、動力装置の設置をする場合は、必ず都道府県知事の許可を得ることになっております。都道府県知事は、掘さく等の申請があれば温泉審議会に諮問し、その答申に基づいて許可、不許可を決定します。許可を得ないで行った違反行為には、現状回復命令や罰則が科せられます。

掘さく等の許可は、温泉のゆう出量、温度若しくは成分に影響を及ぼし、その他公益を害する虞れがあると認めるときの外は、許可を与えなければならない、と温泉法で定めていますが、「公益を害する」とは何かが大変むずかしい問題です。最高裁判決(昭和33年)が示すとおり、新規掘さくが既存源泉に影響を与える場合でも、それが単に既存源泉者の私的利益に害があるというだけでは不許可の対象とすることができないという考え方が一般的にとられております。掘さくの許可、不許可は、新規掘さくが公益を侵害するものであるか否かを唯一の基準として決定されます。いずれにしても公益に害を及ぼすか、否かは各事例ごとに温泉審議会の意見をきいて

判断することとなります。

次に、温泉の利用の分野ですが、温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場合も、都道府県の許可を受けなければなりません。温泉は、種々の成分を含有しているので、人体に有害なものも少なくありません。温泉の適正な利用を確保する意味から許可の規定を設けており、これに違反すると罰則が科せられます。

ちなみに、温泉法に基づき昭和63年に都道府県知事が行った行政処分件数は、新規掘さく1,245件、増掘67件、動力装置506件、一方、温泉の利用については浴用1,920件、飲用131件が許可されています。

### 3. 国民保養温泉地

次に、先ほど申しあげました国民保養温泉地についてご説明いたします。

国民保養温泉地は、温泉法第14条により温泉の公共的利用の増進を図るため環境庁長官が温泉利用施設の整備及び環境の改善に必要な地域として指定するものであり、昭和29年度から指定が始められ、現在77カ所85市町村に及んでおります。

最も新しい保養温泉地は、昨年10月に指定された山形県の「肘折温泉郷」でございます。肘折温泉郷は最上郡大蔵村にございまして、豊富な湯量と景観に恵まれた温泉地であります。

国民保養温泉地の選定要件としては

#### (1) 温泉に関する条件として

イ. 湧出量が豊富であること

#### (2) 環境に関する条件として

ア. 附近一帯の景観が佳民であること

イ. 環境衛生条件が良好であること

ウ. 温泉気候学的に休養地に適していること

エ. 医療施設及び休養施設を有するか又は将来設置し得ること

オ. 交通が比較的便利であるか又は便利になる可能性があること

カ. 災害に対して安全であること

キ. 医学的立場から適正な温泉利用、健康管理について指導を行う顧問医が設置されていること

などありますが、なによりも大事なことは、地元の市町村、温泉旅館の経営者等が歓楽的な温泉地づくりを目指すのではなく、国民の健康に役立つ、保養、休養に適した温泉地づくりに積極的に取り組んでいくことが重要であります。

これらの条件を満たしておれば、今後とも指定していく方針であります。

また、昭和56年度からは、これら国民保養温泉地のうちから、温泉の有する保健的効能を積極的に活用した温泉地を育成するために国民保健温泉地を選定し施設整備に補助を行っております。

整備の対象は温泉センター、屋外飲泉施設、自炊棟、歩道、園地、運動施設であります。その中核をなすものは温泉センターであり医療機関等の協力を得て皆様のお役に立てるよう努力しております。

具体的に申し上げますと、昭和56年度に第I期分として群馬県四万温泉、新潟県栃尾又・駒の湯温泉、長野県丸子温泉郷、岐阜県白川郷平瀬温泉、山口県俵山温泉、大分県湯布院温泉、熊本県湯の鶴温泉の7温泉地を選定し、昭和56年度から昭和60年度の5か年で各種施設の整備を実施

し、昭和61年度に第Ⅱ期分として、北海道芦屋別温泉、岩手県須川・真湯温泉、山形県基点温泉、長野県美ヶ原温泉、奈良県十津川温泉郷、和歌山県熊野本宮温泉郷、大分県鉄輪・明礬・柴石温泉の7温泉地を選定し、昭和61年度から整備を開始し、平成2年度中に終了することとしています。

事業費の負担割合は、国1/3都道府県1/3市町村1/3であります。

#### 4. 温泉の利用基準について

温泉を適正に利用することは保健休養上極めて有益であります。温泉には種々の成分が含有されており、その利用方法を誤ったり、利用施設の管理が適切でないため、人体に思わぬ障害を与える場合があります。

温泉の利用はでき得るかぎり医師の適切な指導の下に行われることが要請されているところであり、また、利用施設についても適切な管理が強く望まれているところであります。しかし、通常の温泉利用は医師の指導によらずになされているのが現状であります。利用者の安全確保と医効の積極的な活用を図るために、昭和50年7月に温泉の利用基準を定めたものであります。(昭和61年、平成元年に一部改正)

この利用基準はわが国において普遍的な泉質である硫化水素含有泉の利用基準をまとめたものであります。

その内容は、浴用の利用基準と飲用用基準との二つに分かれておりますが、はじめに浴用の利用基準を申し上げますと利用施設の構造とか浴室等の管理、保安設備の設置等について基準を定めているものであります。

温泉法第12条により浴用又は飲用の許可を受けた者もしくは受けようとする者(施設管理者と云っている)は、利用施設の構造でいえば換気構造の基準や浴槽の基準があり、浴室等の管理でいえば換気状態の監視を怠らないこととか、浴室の硫化水素の濃度を測定し、異常のないことを確認することとあります。

次に、飲用に関する利用基準ですが、ひ素、銅、ふっ素、鉛、水銀、遊離炭酸を適用対象とし、飲用許容量、施設の管理、分析基準を定めております。この飲用に係る基準は、昭和61年7月に衛生管理、分析基準を定めて、一般細菌、大腸菌群及び過マンガン酸カリウム消費量の試験法を加えて、飲用の需要に対応できるように改正したものであります。

大人、小人各々に定められた量があるのでそれを遵守することや、施設の管理についても、衛生管理、飲用場所の限定、飲用許容量等の明示、その他飲用に係る利用指導についても適切な配慮が必要であります。

全国的にみて、硫化水素含有泉の死亡事故はそんなに多くないというものの、事は人命にかかることなので、硫化水素含有泉をかかえている所では、ご面倒なことが多々ありますが、この基準に添った指導をお願いしているところです。

これとは別に、最近、全国的に温泉水の宅配がブームとなり、温泉地よりタンクローリーで各家庭に配湯している事例や、宅配ではないが、温泉スタンドの形式で地元の住民に還元している事例があります。

このなかで問題となっているのは、宅配業者が一般家庭の求めに応じて、温泉を配湯するという行為が法第12条の規定による「公共の浴用又は飲用供しようとする者」に該当するのではないかということとあります。

しかし、この点については、「一般家庭浴槽は、販売者の管理に係る施設ではないので利用許可の対象外である」との見解をもっております。

しかし、タンクローリー等で公衆浴場や旅館等の営業施設に配湯する場合は、許可の対象となります。

また、ミネラルウォーターが一村一品運動のなかで脚光を浴びており、温泉水を原料とした清涼飲料水の事例があります。

清涼飲料水については、食品衛生法により製造業の許可を必要とするが、飲用許可の対象になるか否かについては、清涼飲料水の規格基準及び製造基準に適合させるためには、水で希釈したり、細菌処理をするので温泉本来の特性がすでに失われてしまうことから、温泉法の許可の対象外であります。近々、これらについての実態調査を行うこととしております。

次に、温泉の集中管理について申し上げます。

一つの温泉源から採取する温泉量が過大となると、その温泉源を涵養している熱的、水文学的なバランスがくずれ、いわゆる温泉源から採取する温泉枯渇現象を起こします。枯渇現象の現れ方は、温泉源の地学的、水文学的構造によりさまざまで、泉温の低下を起こすもの、単位源泉当りのゆう出量が減少するもの、温泉源の圧力が減少し、汲み上げ時の水位が低下し続けるものなどさまざまですが、ほとんどの場合、これら諸現象が複合して起こり、かつ、泉質の変化を伴うものであります。この事態を解決するためには、温泉地における温泉採取量を適正採取量以下に引き下げるより他に方法がないのが普通であります。

しかし、温泉採取量の増大は、温泉地の発展に伴う、需要の増大を原因とする場合がほとんどであるので、適正な範囲まで温泉採取量を減少させ、かつ、増大した需要も賄う事が必要となります。このためには、汲み上げた温泉の供給システムの徹底した合理化により、温泉の無効放熱、無効放流を防止し、有効利用率の向上により、増大した需要を充足する必要がある、高度の熱工学的な管理と入念な水理学的配慮のなされた供給管網システムの導入をしなければなりません。

管理の形態は様々ですが、現在、全国で96ヶ所の温泉地で集中管理を行っております。

## 5. 温泉と地熱開発

次に、地熱開発の関係ですが、エネルギー開発のために昭和55年5月に法律が制定されております。法律の名称は「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」であり、第1条に目的が規定されております。第1条では「この法律は、石油代替エネルギーの開発及び導入を総合的に進めるために必要な措置を講ずることにより我が国経済の石油に対する依存度の軽減を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目的とする」とあります。

これは、エネルギー源を輸入石油から原子力、石炭など多様化させることにより、輸入石油依存率を縮小しようとするものであります。そのため総エネルギー供給量の中でごくわずかである地熱発電を開発しようとするものであります。

この法律の規定に基づき昭和58年11月に公表されている石油代替エネルギーの供給目標によりますと地熱発電の平成7年度における供給目標は170万KWとなっております。

現在の地熱による発電は約215,000KWですので、この供給目標どおり計画が実行されますと現行の約8倍程度の開発が必要になってまいります。

地熱発電所は現在、9か所で稼働中であり、平成9年頃までにあらたに8か所が計画されております。

地熱開発が、国の重要施策として進められているにしても、温泉は有限であり、極めて貴重であります。資源として有限であるという認識に立つとき、その開発には慎重な対応が必要となってまいります。

環境庁としては、地熱開発について次のような見解をかねてから示しております。

- (1) 自然環境保全の観点からは、地熱発電の開発が大規模な工作物等の建設を伴うことなどから、国立公園等における風致景観との調和が極めて困難という問題があり、このため地熱発電所の立地の選定にあたっては国立・国定公園の特別地域をはじめとする自然環境保全上重要な地域は避けるべきであるとしている。
- (2) 温泉の保護の面からは、地熱開発の立地によっては、既存の温泉に多大の影響を与えることも懸念されることから、既存の温泉に影響を与えることがあってはならないという立場に従来から立って、掘さくの許可権限を有する都道府県知事に対して、温泉審議会において十分な審議を行うなど、地元での十分な調整を行い慎重に対処するよう指導を行ってきているところであります。

## 6. 温泉審議会の統合について

次に、本日ご出席の先生方の中にも関係されている方もおられると思いますが、都道府県に置かれている温泉審議会と自然環境保全審議会との統合問題であります。

これは、昭和62年4月に総務庁に設置されたところの臨時行政改革推進議会、略称を「新行革審」と呼んでおりますが、この審議会の「国と地方の関係等に関する小委員会」の場で、個別の国の関与・必置規制の廃止・緩和等ということが議論された訳です。その結論として、都道府県温泉審議会については都道府県自然環境保全審議会に統合するという答申が昨年末12月20日に小委員会から出され、政府としても同じ12月29日に行政改革の全般的推進を図っていく旨の閣議決定を行ったところです。

先程の小委員会答申に関係するのは9省庁28項目となっておりますが、いつかの時点で温泉法の改正も必要ですし、都道府県の条例の改正も必要となってまいります。しかし、現在のところ、特に動きはありません。

次に、鉱泉分析法指針の見直しについてですが、温泉の利用については、都道府県知事の許可を要することとされております。これは温泉には種々の成分が含まれており、中には人体に有害なものも皆無ではなく、用法によっては人体に害を与えることもあることによるものであるからです。

この利用許可の申請に当たっては、温泉の成分の分析書を添附することが必要であり、その成分の分析法としては昭和26年に制定された「温泉分析法」によることとされています。

その後昭和32年と昭和53年及び昭和57年に一部改訂され「鉱泉分析法指針」として今日に至っております。

しかし近年、各種の分析技術の進歩や分析機器の開発、公害防止上不適当な試薬が分析法に採用されていること等の理由から見直しを図ることとして、近々その作業に着手する予定にしております。

温泉行政は、温泉自体をとりまく諸問題を正しく把握し、公共の福祉の増進の面からこれを施策に反映させなければなりません。

問題解決の帰結の如何が当事者の利害に重大な関係を有する場合が多く、結果を予測し難い地下水の利用に関する行政であります。これも温泉行政の宿命といえましょう。

温泉法の目的である貴重な天然資源としての温泉を保護し、理想的な温泉地の育成を図るためには、国民に対する温泉の正しい利用について一層の普及啓蒙を図っていかねばなりません。

温泉行政に携わる皆様をはじめ、国民各位が温泉行政に対してなお一層の御理解と御支援を賜りますことをお願い致しまして、私の話を終わらせて頂きます。

表1 平成元年度温泉利用状況

(平成2年3月末現在)

道県	管轄保健所数	市町村数	温泉地数	源泉総数 A+B	利用源泉数				未利用源泉数				温泉別数				ゆう出量(t/分)		宿泊施設数	収容定員	利年度延泊人員	公温泉利用者の数	国民保養温泉地			
					A		B		源泉		度別		ガ水蒸ス気	自噴	動噴	自噴	動噴	25度未満						42度未満	25度以上	42度以上
					自噴	動噴	自噴	動噴	25度未満	42度未満	25度以上	42度以上														
北海道	51	159	211	1,763	559	621	322	261	208	391	1,136	28	117,778	125,203	878	99,868	11,091,005	203	518,907							
青森	11	59	149	881	105	402	75	299	24	200	551		18,476	109,307	359	22,635	1,366,642	228	123,496							
岩手	11	29	65	245	119	81	22	23	23	50	148	24	112,344	20,739	277	25,989	2,757,185	35	98,598							
宮城	10	21	40	663	289	170	143	61	35	130	314	184	9,606	14,261	273	26,066	2,837,768	17	320,991							
秋田	8	51	109	431	167	134	95	35	62	74	224	25	32,968	22,075	282	19,644	1,638,466	70	523,623							
山形	8	42	92	334	132	123	47	32	62	107	165		29,124	24,232	461	38,781	4,052,969	81	913,962							
福島	17	55	105	582	150	196	106	130	75	162	241	8	23,068	43,387	638	61,501	6,085,983	102	437,236							
茨城	14	31	43	88	10	43	11	24	62	23	3		4,643	6,278	59	3,735	413,211	15								
栃木	8	24	49	512	203	146	51	112	45	117	217	2	30,148	23,508	619	67,662	7,416,096	62	805,861							
群馬	12	37	71	351	133	134	68	16	59	100	157		54,449	15,407	649	63,979	8,024,433	99	932,567							
埼玉	3	4	4	5	3	1		1	4	1			234	212	4	754	54,468	8								
千葉	13	29	36	90	21	39	5	25	77	13			801	6,045	75	8,345	704,002	10								
東京	22	21	12	53	5	46		2	31	11	9		9	6,510	14	1,687	247,673	35								
神奈川	27	14	29	600	128	358	30	84	103	79	345	42	11,382	28,507	886	55,446	6,159,351	83								
新潟	15	68	108	329	134	126	40	29	112	107	108	2	22,291	24,622	666	46,707	4,876,116	54	722,350							
富山	10	32	52	104	37	40	13	14	35	31	38		14,328	6,203	107	11,653	1,424,234	30								
石川	10	32	58	211	22	127	4	58	48	107	56		2,178	25,586	269	40,545	7,623,693	68	171,148							
福井	7	18	30	121	10	68		43	18	27	33		1,562	3,520	99	8,719	1,517,880	4								
山梨	8	39	44	341	129	82	87	43	74	229	38		47,256	17,627	317	24,812	3,225,709	30	625,075							
長野	17	85	147	830	303	312	86	129	124	182	360	18	46,678	48,245	1,051	74,812	7,808,907	242	1,344,974							
岐阜	9	46	57	352	64	143	93	52	142	72	123	8	18,152	37,041	370	27,429	3,196,753	15	746,963							
静岡	16	41	78	2,145	106	1,110	44	885	70	286	876	3	13,314	108,599	2,405	122,304	13,797,400	171	47,700							
愛知	22	29	24	61	13	23	13	12	28	9	15		352	12,843	67	5,316	519,543	12								
三重	11	34	27	115	12	69	8	26	58	24	33		774	32,451	90	9,463	1,364,700	22								
滋賀	8	17	15	44	7	16	6	15	28	15	1		860	3,533	65	6,971	834,534	7								
京都	10	18	24	67	8	29	15	15	33	26	8		290	6,125	61	4,292	522,903	24								
大阪	13	17	12	46	3	24	2	17	35	10	1		321	2,299	18	2,999	278,785	3								
兵庫	28	50	54	310	45	134	55	76	150	102	58		8,382	17,821	401	32,140	3,986,208	39								
奈良	6	23	29	55	8	31	3	13	22	19	14		844	3,813	75	4,422	378,839	21	73,309							
和歌山	10	41	32	433	62	176	70	125	49	272	112		16,704	37,274	338	28,620	3,746,614	15	177,426							
鳥取	4	14	12	280	48	157	2	73	2	64	141		581	15,813	195	20,042	1,857,811	26	179,984							
島根	10	43	44	218	81	44	75	18	107	72	39		13,937	5,075	137	10,331	1,352,913	47	75,967							
岡山	9	41	30	145	25	49	39	32	94	44	7		4,723	8,590	111	9,440	884,708	147	283,298							
広島	19	39	36	123	13	44	7	59	107	8			2,729	9,837	56	3,442	404,897	30	93,407							
山口	16	43	45	321	36	116	38	131	213	79	28		1,725	13,454	213	13,058	1,522,918	70	101,055							
徳島	8	22	14	41	14	5	17	5	38	3			2,696	845	16	877	83,134	20								
香川	7	28	22	73	3	33	2	35	72	1			738	2,611	31	3,736	565,767	32								
愛媛	11	27	20	135	27	59	42	7	84	33	18		4,574	9,617	140	15,736	3,185,349	26								
高知	8	24	25	38	8	20	3	7	33	5			73	1,664	28	2,030	124,553	9								
福岡	25	35	23	257	4	130	6	117	42	104	83		425	14,415	112	7,327	681,837	29	33,311							
佐賀	8	24	21	134	8	55	7	64	29	39	66		735	12,494	126	9,411	1,502,970	21	91,000							
長崎	13	22	15	133	80	32	9	12	23	17	93		8,551	7,143	125	11,918	1,632,255	25	1,289,386							
熊本	15	44	51	863	241	435	53	134	26	369	419	23	19,644	56,141	396	28,597	2,899,060	142	278,357							
大分	12	34	46	4,198	956	2,618	242	382	59	521	3,296	305	71,385	133,270	1,024	44,591	6,889,605	234	1,748,148							
宮崎	7	20	23	124	39	63	7	15	38	18	53		6,501	5,869	55	3,604	280,064	68								
鹿児島	14	57	67	2,510	442	1,117	329	622	61	434	1,508	221	52,826	126,049	445	35,483	2,944,657	379	1,206,250							
沖縄	2	2	2	3		2		1	2		1			358	2	1,238	106,368	2								
元年度計	603	1,685	2,302	21,758	5,012	9,983	2,392	4,371	2,926	4,787	11,136	893	831,159	1,256,338	15,085	1,168,157	134,870,936	3,112	13,964,049							
63年度計	594	1,635	2,254	21,336	5,002	9,759	2,258	4,317	2,870	4,612	10,918	948	818,360	1,218,941	14,977	1,146,275	130,865,438	2,991	12,942,803							
比較増△減	9	50	48	422	10	224	134	54	56	175	218	△55	12,799	37,397	108	21,882	4,005,498	121	1,021,246							
対前年度比	101.5%	103.1%	102.1%	102.0%	100.2%	102.3%	105.9%	101.3%	102.0%	103.8%	102.0%	94.2%	101.6%	103.1%	100.7%	101.9%	103.1%	104.0%	107.9%							

(注) 1. 温泉地数は宿泊施設のある場所を計上

2. 宿泊利用人員は参考数値

表2 平成元年度温泉利用状況(浴用・飲用利用分)

代用温泉の計、公共温泉施設数等(平成2年3月末現在)

道県	管轄保健所数	市町村数	温泉地数	源泉総数 A+B	利用源泉数				未利用源泉数				温泉別数				ゆづり量(1/分)		宿泊施設数	収容定員	利用年度延泊人員	公共温泉利用の場数	利用年度延泊人員	国民保養温泉地
					A		B		25度未満	25度未満以上	42度以上	方水蒸気	自噴	動力	自噴	動力								
					自噴	動力	自噴	動力																
北海道	51	159	211	1,610	500	582	307	221	172	343	1,076	19	85,906	117,590	878	99,868	11,091,005	203	518,907					
青森	11	59	149	839	102	374	73	290	24	185	525		17,386	94,666	359	22,635	1,366,642	228	123,496					
岩手	11	29	65	221	97	79	22	23	23	47	147	4	21,111	20,245	277	25,989	2,757,185	35	98,598					
宮城	10	21	40	645	271	170	143	61	35	130	314	166	9,606	14,261	273	26,066	2,837,468	17	320,991					
秋田	8	51	109	377	151	130	61	35	61	71	215	6	27,060	21,667	282	19,644	1,638,766	70	523,623					
山形	8	42	92	312	119	119	46	28	59	88	165		19,681	21,645	461	38,781	4,052,969	81	913,962					
福島	17	55	105	569	147	186	106	130	75	154	236	8	22,210	40,774	638	61,501	6,085,983	102	437,236					
茨城	14	31	43	88	10	43	11	24	62	23	3		4,643	6,278	59	3,735	413,211	15						
栃木	8	24	49	510	203	145	51	111	45	116	217	2	30,148	22,158	619	67,662	7,416,096	62	805,861					
群馬	12	35	71	328	117	127	68	16	54	88	152		53,082	15,099	649	63,979	8,024,433	99	932,567					
埼玉	3	4	4	5	3	1		1	4	1			234	212	4	754	54,468	8						
千葉	13	29	36	90	21	39	5	25	77	13			801	6,045	75	8,345	704,002	10						
東京	22	21	12	52	5	45		2	31	11	8		9	6,510	14	1,687	247,673	35						
神奈川	27	14	29	600	128	358	30	84	103	79	345	42	11,382	28,507	886	55,446	6,159,351	83						
新潟	15	67	108	319	134	116	40	29	112	103	102	2	22,291	21,461	666	46,707	4,876,116	54	722,350					
富山	10	31	52	101	35	39	13	14	34	29	38		13,838	5,993	107	11,653	1,424,234	30						
石川	10	32	58	207	22	124	4	57	47	104	56		2,178	24,556	269	40,545	7,623,693	68	171,148					
福井	7	18	30	121	10	68		43	18	27	33		1,562	3,520	99	8,719	1,517,880	4						
山梨	8	38	44	331	121	80	87	43	72	221	38		45,633	16,967	317	24,812	3,225,709	30	625,075					
長野	17	85	147	822	298	309	86	129	121	178	359	18	45,486	48,049	1,051	74,812	7,808,907	242	1,344,974					
岐阜	9	46	57	340	60	136	92	52	141	68	118	7	17,213	33,632	370	27,429	3,196,753	15	746,663					
静岡	16	41	78	2,142	106	1,107	44	885	69	285	875	3	13,314	107,728	2,405	122,304	13,797,400	171	47,700					
愛知	20	27	24	58	13	21	13	11	28	6	15		352	10,128	67	5,316	519,543	12						
三重	11	34	27	113	12	67	8	26	58	24	31		774	31,191	90	9,463	1,364,700	22						
滋賀	8	14	15	40	5	15	6	14	25	14	1		842	3,186	65	6,971	834,534	7						
京都	10	18	24	67	8	29	15	15	33	26	8		290	6,125	61	4,292	522,903	24						
大阪	13	17	12	33	3	14	2	14	22	10	1		321	1,499	18	2,999	278,785	3						
兵庫	28	50	54	310	45	134	55	76	150	102	58		8,382	17,821	401	32,140	3,986,208	39						
奈良	6	23	29	54	8	30	3	13	22	18	14		844	3,773	75	4,422	378,839	21	73,309					
和歌山	10	41	32	431	62	174	70	125	49	270	112		16,704	37,014	338	28,620	3,746,614	15	177,426					
鳥取	4	14	12	278	48	155	2	73	1	63	141		581	14,672	195	20,042	1,857,811	26	179,984					
島根	10	42	44	200	74	44	65	17	103	58	39		9,425	4,975	137	10,331	1,352,913	47	75,967					
岡山	9	40	30	142	25	46	39	32	93	42	7		4,723	5,333	111	9,440	884,708	147	283,298					
広島	19	39	36	123	13	44	7	59	107	8			2,729	9,837	56	3,442	404,897	30	93,407					
山口	16	43	45	321	36	116	38	131	213	79	28		1,725	13,454	213	13,058	1,522,918	70	101,055					
徳島	8	22	14	41	14	5	17	5	38	3			2,696	845	16	877	83,134	20						
香川	7	28	22	73	3	33	2	35	72	1			738	2,611	31	3,736	565,767	32						
愛媛	11	27	20	135	27	59	42	7	84	33	18		4,574	9,617	140	15,736	3,185,349	26						
高知	8	24	25	38	8	20	3	7	33	5			73	1,664	28	2,030	124,553	9						
福岡	25	35	23	257	4	130	6	117	42	104	83		425	14,415	112	7,327	681,837	29	33,311					
佐賀	8	24	21	134	8	55	7	64	29	39	66		735	12,494	126	9,411	1,502,970	21	91,000					
長崎	13	22	15	133	80	32	9	12	23	17	93		8,551	7,143	125	11,918	1,632,255	25	1,289,386					
熊本	15	44	51	775	179	416	50	130	26	339	378	7	13,754	53,327	396	28,597	2,899,060	142	278,357					
大分	12	34	46	4,074	875	2,605	215	379	59	513	3,283	202	46,293	131,656	1,024	44,591	6,889,605	234	1,748,148					
宮崎	7	20	23	121	39	61	7	14	38	18	50		6,501	5,519	55	3,604	280,064	68						
鹿児島	14	57	67	2,007	337	849	265	556	40	349	1,270	187	46,015	79,885	445	35,483	2,944,657	379	1,206,250					
沖縄	2	2	2	3		2		2	1	2						358	2	1,238	106,368	2				
元年度計	601	1,673	2,302	20,590	4,586	9,533	2,235	4,236	2,829	4,505	10,719	673	642,821	1,156,105	15,085	1,168,157	134,870,936	3,112	13,964,049					
63年度計	594	1,633	2,254	20,135	4,579	9,274	2,087	4,195	2,760	4,330	10,470	718	612,517	1,107,758	14,977	1,146,275	130,865,438	2,991	12,942,803					
比較増減	7	40	48	455	7	259	148	41	69	175	249	△45	30,304	48,347	108	21,882	4,005,498	121	1,021,246					
対前年度比	101.2%	102.4%	102.1%	102.3%	100.2%	102.8%	107.1%	101.0%	102.5%	104.0%	102.4%	93.7%	104.9%	104.4%	100.7%	101.9%	103.1%	104.0%	107.9%					

(注) 1. 温泉地数は宿泊施設のある場所を計上  
2. 宿泊利用人員は参考数値



表3 平成元年度温泉利用状況・他目的利用分

(全国温泉利用状況調査報告書平成元年度版)

(平成2年3月末現在)

道	管轄保健所数	市町村数	温泉地数	源泉総数 A+B	利用源泉数 A		未利用源泉数 B		温 度 別 数				ゆ っ 出 量 (l/分)		宿泊施設数	収容定員	利用人員	年度延泊	温泉利用の 公衆浴場数	温泉利用の 泊地	国民保養温泉地 利用人員
					自噴	動力	自噴	動力	25度未満	25度以上 42度未満	42度以上 200度	ガ水蒸 ス気	自噴	動力							
北海道				315	90	167	18	40	37	69	200	9	41,784	29,293							
青森				62	4	47	2	9		21	40		1,290	17,878							
岩手				30	27	3				5	2	23	91,817	674							
宮城				18	18							18									
秋田				54	16	4	34		1	3	9	19	5,908	408							
山形				37	21	11	1	4	3	26	8		10,481	3,419							
福島				19	6	13				8	11		10,211	3,985							
茨城																					
栃木				2		1		1		1				1,350							
群馬				38	26	12			6	20	11		14,204	624							
埼玉																					
東京				2		2					2			200							
神奈川																					
新潟				23	2	21				10	13		349	8,758							
富山				3	2	1			1	2			490	30							
石川				4		3		1	1	3				1,030							
福井																					
山梨				10	8	2			2	8			1,623	660							
長野				8	5	3			3	4	1		1,192	196							
岐阜				12	4	7	1		1	4	5	1	939	3,409							
静岡				31	9	22			2	1	26		1,287	3,618							
愛知				3		2		1		3				2,715							
三重				6		6					6			2,364							
滋賀				4	2	1		1	3	1			17	347							
京都																					
大阪				13		10		3	13					800							
兵庫				1	1					1			2,420								
奈良				1		1				1				40							
和歌山				2		2				2				260							
鳥取				2		2			1	1				1,141							
島根				19	8		10	1	4	15			4,537	100							
岡山				6	1	5			1	5				4,457							
広島																					
山口																					
徳島																					
香川																					
愛媛																					
高知																					
福岡				2		2			2					161							
佐賀																					
長崎																					
熊本				88	62	19	3	4		30	41	16	5,890	2,913							
大分				251	162	54	29	6		15	52	184	29,078	4,380							
宮崎				3		2		1			3			350							
鹿児島				504	106	268	64	66	21	85	239	34	6,994	46,164							
沖縄																					
元年度計				1,573	580	693	162	138	102	344	669	304	230,511	141,624							
63年度計				1,586	572	716	173	125	83	333	686	314	236,681	151,108							
比較増△減				△13	8	△23	△11	13	19	11	△17	△10	△6,170	△9,484							
対前年度比				99.2%	101.4%	96.8%	93.6%	110.4%	122.9%	103.3%	97.5%	96.8%	97.4%	93.7%							





表6 平成元年度温泉統計ベスト10

1 温泉地数

(単位：カ所)

1	北海道	211
2	青森	149
3	長野	147
4	秋田	109
5	新潟	108
6	福島	105
7	山形	92
8	静岡	78
9	群馬	71
10	鹿児島	67

2 源泉総数

(単位：本)

1	大分	4,198
2	鹿児島	2,510
3	静岡	2,145
4	北海道	1,763
5	青森	881
6	熊本	863
7	長野	830
8	宮城	663
9	神奈川	600
10	福島	582

3 42度以上の高温源泉数

(単位：本)

1	大分	3,296
2	鹿児島	1,508
3	北海道	1,136
4	静岡	876
5	青森	551
6	熊本	419
7	長野	360
8	神奈川	345
9	宮城	314
10	福島	241

4 ゆう出量

(単位：l/分)

1	北海道	242,981
2	大分	204,655
3	鹿児島	178,875
4	岩手	133,083
5	青森	127,783
6	静岡	121,913
7	長野	94,923
8	熊本	75,785
9	群馬	69,856
10	福島	66,455

5 宿泊利用人員

(単位：人)

1	静岡	13,797,400
2	北海道	11,091,005
3	群馬	8,024,433
4	長野	7,808,907
5	石川	7,623,693
6	栃木	7,416,096
7	大分	6,889,605
8	神奈川	6,159,351
9	福島	6,085,983
10	新潟	4,876,116